

保育所の幼保連携型認定こども園への移行に伴う利用定員の設定について

1 幼保連携型認定こども園について

子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園は、認定こども園法における認可施設として位置づけられ、子ども・子育て支援法第27条第1項に基づく確認を受けた幼保連携型認定こども園については、教育・保育給付の対象とされています。

- ・都道府県、指定都市、中核市が認可する施設の一つで、学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する“単一の施設”とされ、学校教育、保育、保護者に対する子育て支援を一体的に提供します。
- ・設備・運営基準（久留米市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例で定める基準）（認定こども園法第17条第2項各号に掲げる基準）に適合することが必要です。
- ・既存の幼稚園及び保育所から移行する場合は、「設備」に関して移行特例が設けられています。（上記条例附則第4条第1項及び第2項）
- ・国の公定価格に基づく給付費の支給を受けることができます。

2 子ども・子育て会議における意見聴取

子ども子育て支援法第77条第1項に基づき、施設の利用定員についてご意見をいただくものです。

教育利用定員については、市内全域において供給が需要を上回っています。

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園の普及の観点から、既存の幼稚園・保育園が認定こども園への移行を希望する場合、設備等の基準を満たす限り、認可・認定を行うことになっております。

定員については、令和3年度に策定しました「保育所から認定こども園に移行する際の利用定員の設定に係る基準について」に従い、希望園及び周辺の利用状況を踏まえた設定を行うこととし、具体的な数は本会議において検討することとしています。

既存施設	施設名	鳥飼保育園	宮ノ陣保育園	金丸ぶらす保育園			
	区域	中央部	北部	中央部			
	施設種別	保育所	保育所	保育所（分園）			
	認可年月日	昭和44年8月1日	昭和57年4月1日	平成26年9月1日			
	定員	230人	110人	60人			
移行後施設	施設名	鳥飼こども園	みやのじんこども園	金丸ぶらすこども園			
	区域	中央部	北部	中央部			
	事業開始予定	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日			
	定員	1号認定	12人	1号認定	10人	1号認定	7人
		2・3号認定	218人	2・3号認定	100人	2・3号認定	70人
	合計	230人	合計	110人	合計	77人	

鳥飼こども園

- (1) 施設名：鳥飼こども園（現施設：鳥飼保育園）
- (2) 利用定員：既存施設の保育利用定員230人を教育利用定員12人、保育利用定員218人とし、移行後の利用定員を230人とします。
- (3) 設置目的：教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行う。

■ 鳥飼こども園（移行前施設名：鳥飼保育園）

○ 現施設の状況

区域	中央部（供給充足区域）
現施設の状況	利用定員（230人）＜3か年平均の利用実績（184人）
移行前の定員	2号：120人 3号：110人
移行時に残る在園児数	2号：104人（R6.9.1現在の2歳～4歳児） 3号：48人（R6.9.1現在の0歳～1歳児） 合計 152人

○ 定員の変化

	0歳	1歳	2歳		3歳		4歳		5歳		計	1号	2・3号
			満3歳	1号	2号	1号	2号	1号	2号				
移行前	30	40	40	/	40	/	40	/	40	230	/	230	
移行後	30	40	40	—	4	36	4	36	4	230	12	218	

○ 移行時の定員設定

	利用定員 (申請内容)	積算根拠	利用実績 (3か年平均)
1号認定 (満3歳、3～5歳)	12	総数（利用定員）の1割 ⇒ 230人の1割 = 23人以下	/
2号認定 (3～5歳)	108	120人(2号利用定員) - 12人(1号認定) = 108人以下	109
3号認定 (0～2歳)	110	園の申請：110人	77
総数	230		

○ 定員設定基準の適合状況

	基準	申請内容	判定案・考え方
①	移行時の在園児数を見込み、不足がないよう設定。	定員：230人＞移行時に残る在園児152人	基準に適合している。
②	新たな1号認定の利用定員数は、移行前の利用定員数（または実績数の総数）の1割を上限。	1号認定定員：12人＜移行前の利用定員数の1割：18人	基準に適合している。
③	所在する区域の2号認定の供給量の過不足により、新たに設定する1号認定の利用定員数を移行前の2号認定の利用定員数（または実績数）の内数とするか否かを判断。	所在する区域：供給充足区域⇒内数とする。 [移行前] 2号定員：120人 [移行後] 1号定員+2号定員：120人	基準に適合している。
④	移行後の3号認定の利用定員は、移行前の定員（または実利用者数の多い方）を維持することを基本とする。	[移行前定員]：110人 [実利用者数(3か年平均)]：78人 [移行後定員]：110人	基準に適合している。

みやのじんこども園

- (1) 施設名：みやのじんこども園（現施設：宮ノ陣保育園）
- (2) 利用定員：既存施設の保育利用定員110人を教育利用定員10人、保育利用定員100人とし、移行後の利用定員を110人とします。
- (3) 設置目的：家庭・地域を取り巻く環境の変化による保護者の多様化するニーズに応え、保護者の就労状況に関わらず柔軟に子どもを受け入れることを目的としています。

■ みやのじんこども園（移行前施設名：宮ノ陣保育園）

○ 現施設の状況

区域	北部（2号認定：充足 3号認定：不足）
現施設の状況	利用定員（110人）>3か年平均の利用実績（100人）
移行前の定員	2号：60人 3号：50人
移行時に残る在園児数	2号：55人（R6.9.1現在の2歳～4歳児） 3号：19人（R6.9.1現在の0歳～1歳児） 合計74人

○ 定員の変化

	0歳	1歳	2歳		3歳		4歳		5歳		計	1号	2・3号
			満3歳	1号	2号	1号	2号	1号	2号				
移行前	10	20	20	/	20	/	20	/	20	20	110	/	110
移行後	10	20	20	—	4	16	3	17	3	17	110	10	100

○ 移行時の定員設定

	利用定員 (申請内容)	積算根拠	利用実績 (3か年平均)
1号認定 (満3歳、3～5歳)	10	総数（利用定員）の1割 ⇒ 110人の1割 = 11人以下	/
2号認定 (3～5歳)	50	60人(2号利用定員) - 10人(1号認定) = 50人以下	58
3号認定 (0～2歳)	50	園の申請：50人	42
総数	110		

○ 定員設定基準の適合状況

	基準	申請内容	判定案・考え方
①	移行時の在園児数を見込み、不足がないよう設定。	定員：120人 > 移行時に残る在園児：74人	基準に適合している。
②	新たな1号認定の利用定員数は、移行前の利用定員数（または実績数の総数）の1割を上限。	1号認定定員：10人 = 移行前の実績数の1割：10人	基準に適合している。
③	所在する区域の2号認定の供給量の過不足により、新たに設定する1号認定の利用定員数を移行前の2号認定の利用定員数（または実績数）の内数とするか否かを判断。	所在する区域：供給充足区域 ⇒ 内数とする。 [移行前] 2号定員：60人 [移行後] 1号定員 + 2号定員：60人	基準に適合している。
④	移行後の3号認定の利用定員は、移行前の定員（または実利用者数の多い方）を維持することを基本とする。	[移行前定員]：50人 [実利用者数(3か年平均)]：42人 [移行後定員]：50人	基準に適合している。

金丸ふらすこども園

- (1) 施設名：金丸ふらすこども園（現施設：金丸ふらす保育園）
- (2) 利用定員：既存施設の保育利用定員60人を教育利用定員7人、保育利用定員70人とし、移行後の利用定員を77人とします。
- (3) 設置目的：少子化が叫ばれる昨今、保護者の多様化するニーズに応え、子どもが保護者の就労状況に左右されない一貫した保育や教育を受けることができるような環境づくりを目的としています。

○ 現施設の状況

区域	中央部（2号認定：充足 3号認定：不足）
現施設の状況	利用定員（60人）＜3か年平均の利用実績（72人）
移行前の定員	2号：31人 3号：29人
移行時に残る在園児数	2号：36人（R6.9.1現在の2歳～4歳児及び希望園児） 3号：21人（R6.9.1現在の0歳～1歳児） 合計57人

○ 定員の変化

	0歳	1歳	2歳		3歳		4歳		5歳		計	1号	2・3号
			満3歳	1号	2号	1号	2号	1号	2号				
移行前	9	10	10	/	10	/	10	/	11	60	/	60	
移行後	12	12	12	1	2	11	2	11	2	12	77	7	70

○ 移行時の定員設定

	利用定員 (申請内容)	積算根拠	利用実績 (3か年平均)
1号認定 (満3歳、3～5歳)	7	利用実績(実利用者数)の1割⇒72人の1割＝7人以下	/
2号認定 (3～5歳)	34	31人(2号利用定員)－15人(1号認定)＝16人以下	35
3号認定 (0～2歳)	36	園の申請：36人	36
総数	77		

○ 定員設定基準の適合状況

	基準	申請内容	判定案・考え方
①	移行時の在園児数を見込み、不足がないよう設定。	定員：77人＞移行時に残る在園児：57人	基準に適合している。
②	新たな1号認定の利用定員数は、移行前の利用定員数（または実績数の総数）の1割を上限。	1号認定定員：7人＝移行前の実利用者数の1割：72人の1割：7人	基準に適合している。
③	所在する区域の2号認定の供給量の過不足により、新たに設定する1号認定の利用定員数を移行前の2号認定の利用定員数（または実績数）の内数とするか否かを判断。	所在する区域：供給充足区域⇒内数とする。 [移行前] 2号定員：31人 [移行後] 1号定員＋2号定員：41人 ※在籍児36人を全て受け入れるための定員	基準に適合している。
④	移行後の3号認定の利用定員は、移行前の定員(または実利用者数の多い方)を維持することを基本とする。	[移行前定員]：29人 [実利用者数(3か年平均)]：36人 [移行後定員]：36人	基準に適合している。